

第3回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和8年10月9日 15:30 ~ 17:45		
出席状況	公益 3 / 3	労働者側 3 / 3	使用者側 3 / 3
○ 主な審議事項 1. 岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 公労・公使の二者協議を断続的に行った結果、現行の1,049円から76円(7.24%)引上げ、時間額1,125円とすることで採決を行い、全会一致で決定した。 専門部会での議決が全会一致となったことから、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、岐阜労働局長に対し、現行の時間額1,049円から76円引上げの時間額1,125円とすること及び効力発生の日を令和8年12月21日とすることを答申した。 2. その他 なし			
○ 主な意見の要旨 労働者側 前回専門部会で現行地域別最低賃金の時間額(以下「現行地賃額」とする。)プラス10円と主張していたところ、現行地賃額プラス7円を主張。 使用者側 前回専門部会では現行地賃額プラス3円と主張し、その後プラス4円とする旨主張。			